

Internship Program Application Guideline

April 2005

**Cultural Training Service
Australia**

' CTS Australia 無断転用はお控えください。

最初に

Cultural Training Service Australia では、オーストラリアで参加可能な各種インターンシッププログラムのご紹介・コンサルテーション及び参加申し込み手続き（コーディネート）をさせて頂いております。

プログラムによっては弊社が独自で実施しているものから、他の豪州移民局認定インターンシップコーディネート機関との協力で実施しているものまであります。他のインターンシップコーディネート機関プログラムへの参加申し込み手続きをさせて頂く場合も、中間マージンや手数料は一切頂いておりませんので、ご安心ください。

日本のインターンシップ斡旋業者に比べると、参加費用がかなり安く設定されています。（例えば：日本語教師アシスタントの場合、日本の斡旋業者では平均 55 万円の参加費用を取っていますが、弊社は 25 万円程度です）これは、弊社が豪州メルボルンに事務所を持ち、インターネットを通じたコンサルテーションを中心にさせて頂いている事が一つの理由にあげることが出来ますが「一切の中間マージンを頂いていない」為とお考えください。

また、豪州ビジネス登録会社であります弊社は、豪州政府移民局の（ビザ発給に関する）法規定を完全厳守しておりますので、日本の一部エージェントの様に「融通（観光ビザでのインターンシップ等）」が効かない部分が多分に有ります事、御理解願います。

目次

1. S416 規制について
2. プレイスメント・プロセス（プログラム参加手順）
3. 申し込み等の提出物
4. 主な施行プログラム
5. 参加費用・オプションサービスについて
6. ご連絡及びコンサルテーションについて

1. S416 規制について

2005年4月以降、インターンシッププログラムに関しての規制が徹底される方向にあります。下記は移民局が各エージェントに求めている参加規定とお考えください。

2004年度以前には、かなり広い幅で融通を効かしつつ、参加可能な s416 ビザ利用インターンシッププログラムでしたが、多少本来の目的から逸脱した形でプログラムが実施されているケースが増えて来たため、CTS オーストラリアとしては下記の様に、規定を厳守する形でプログラム実施を図っています。

勝って申し上げますが、インターンシッププログラム参加をご希望される場合は、下記規定を御理解頂けますようお願い申し上げます。

1.1 参加者年齢制限について：

移民局の公式規定では18歳以上30歳以下となっていますが、実質的に今後は30歳は対象外になります。28歳(28年364日歳)以下は問題ありませんが、29歳を越えている場合、今後は移民局認可機関にてインターンシップに参加する為に査定が行われます。

これは、本来 s416 ビザがユースエクステンション(青少年文化交流事業)の一環として作られたビザであるので、その本来の目的に修正する為に年齢制限枠を明確にする様に求められています。今までは、例外的に30歳を越えた方も取得可能でしたが、今後はほぼ不可能になるとお考えください。

1.2 共通バックグラウンドの徹底：

プレースメント希望業種と参加者のアカデミックバックグラウンド(学歴)もしくは現在就労中の業種が一致する事が条件となります。以前は「全く新しい業種へのチャレンジ」も可能でしたが、一部のプログラム(日本語教師アシスタント等)を除くプログラム(IT・ホテル等)に関しては、参加者のバックグラウンド(学歴・経歴)との一貫性を求められる様になります。

これは「s416 ビザが青少年の技術トレーニングを一つの目的に作られたビザである」本来の目的に修正する為です。参加者自身が、現在保有している技術・能力を「インターンシッププログラムに参加する事により発展させる」目的で参加する場合のみビザが発効されると言う事です。

1.3 認可プログラム批准の徹底：

移民局が認定したプログラムのガイドラインに沿い、インターンシッププログラムが実施されている事を明らかにするため、参加者の希望ではなく「プログラムの条件」を優先しなければなりません。例えば、プログラム参加に当たり「赴任先について希望は言っても限定は出来ない」事になります。

プロセス初期段階でプレースメント先を開示する事はお断りしております。(規定により、プレースメント先を基にしたインターンシッププログラム参加者勧誘を行わない) s416 ビザ発効が決まった段階にてプレースメント先をお伝えいたします。

2. プレイスメント・プロセス（プログラム参加手順）

インターンシッププログラム参加にあたり、下記が参加申し込み手順になります。ただし、日本語教師アシスタントプログラムに関しましては、多少手順が異なりますので、別途お問い合わせに対し、書類を送付させていただきます。

2.1 進行の手順：

e-mail 等によるファーストコンタクト。

希望者氏名・生年月日・希望職種・希望プレイスメント場所・英語力・アカデミックバックグラウンド・最新職歴・所有ビザの状況（豪州内申請の場合）を通知のください、ハンドリング（取り扱い）が可能かを査定いたします。

ハンドリング可能と判った時点で下記一時提出物を作成・提出願います。（次ページ参照）

カバーレター（モチベーションレター）

申込用紙

完成度の高い履歴書

移民局認可機関が電話インタビュー。

移民局認可機関が受け入れを可能を確認した時点でデポジットをお支払い。

デポジットお支払後、開始日等を調整の上「受け入れ覚え書」が発効されます。

プレイスメント先確保開始。参加者が移民局提出用二次提出物を作成。（次ページ参照）

現雇用先等からのサポートレター（可能な場合）

学歴の成績証明書（必須）

渡航保険証明（必須）

経済証明（渡豪期間中の経済力の証明書・例えば銀行残高証明等）

必要な場合、ホームステイ斡旋依頼書

上記書類等を、ビザ取得の為、移民局に提出。

ビザが発効された段階で、プレイスメント先を開示。（規定により、プレイスメント先を基にしたインターンシッププログラム参加者勧誘が不可の為です）

プレイスメント・インターンシップ開始。

2.2 プロセス期間

一部プログラムを除き、申し込みからプレイスメントまで最低三ヶ月を要します。場合によっては人気のプログラムは順番待ちとなり 4 ヶ月かかる場合もございます。日本語教師アシスタントは申し込みから約 2 ヶ月でプレイスメント可能の場合がございます。

3. 申し込み等の提出物

s416 ビザ取得にあたり「参加希望者が正規にインターンシップを理解し、条件に沿っているか」を移民局に理解して貰う為に以下の書類提出が求められるようになりました。プログラム参加及び s416 ビザ取得にあたりまして下記提出物が必要になります事御理解願います。

3.1 一次提出書類（インターンシップ参加申し込み）

下記3つの提出物をお送り頂、ご希望のプログラムへの参加が可能かどうか査定させていただきます。各フォーム・サンプルは弊社ウェブサイトからダウンロードが可能です。

カバーレター（モチベーションレター）: プログラム参加にあたり、自己ピーアールとプログラム参加の目的等をレターにさせていただきます。サンプルを弊社ウェブサイトからダウンロードいただき、作成してください。

申込用紙（弊社所定申し込み用紙）

完成度の高い履歴書（高校以上の学歴・資格・職歴を明記・英語力の証明（基本的にスコアを取得の事）・生年月日の明記・技術資格等のバックグラウンドの明記・パーソナルサマリーの明記）・

3.2 二次提出書類（移民局ビザ申請）

下記4点は s416 ビザ申請にあたり、必要となる提出物です。フォームは特にありませんが、サンプル等ご希望の方は申し出てください。

現雇用先・学校等からのサポートレター（可能ならば）

最終学歴における成績証明書

渡航保険証明

経済力証明（渡豪期間中の経済力の証明書・例えば銀行残高証明等）

プログラムの内容によっては、上記記載書類以外に追加書類をお願いする場合があります。各書類の作成・取得方法に関しましては、プログラム参加希望者の条件・経歴等によって異なりますので、その都度弊社にお問い合わせいただき、アドバイスさせて頂く事とさせていただきます。

4. 主な施行プログラム

ホスピタリティ・有給インターンシップ

年齢制限：20歳以上29歳未満

参加資格：Tourism もしくは Hospitality 関連の学位を有するか、ホテル業界での実務経験者。

参加期間：1年以下

参加費用：AU\$4,370.00-基本（ケースにより AU\$100 前後の誤差有り）

平均給与：AU\$1,725.00-/月

プレースメント必要期間：申し込みから最低3ヶ月以上

日本語教師アシスタント・インターンシップ

年齢制限：18歳以上31歳未満

参加資格：経歴が健全で有ること

参加期間：3ヶ月以上1年以下

参加費用：AU\$2,850.00-基本（参加期間により別途見積もり）

プレースメント必要期間：申し込みから最低3ヶ月以上

IT関連無給インターンシップ

年齢制限：22歳以上29歳未満

参加資格：IT関連の学位を有するか、IT業界での実務経験者。

参加期間：1年以下

参加費用：AU\$3,570.00-基本（参加期間により別途見積もり）

プレースメント必要期間：申し込みから最低3ヶ月以上

IT (Web) デザイナー・インターンシップ

年齢制限：22歳以上29歳未満

参加資格：IT もしくは Design 関連の学位を有するか、IT業界での実務経験者。

参加期間：1年以下

参加費用：AU\$3,570.00-基本（参加期間により別途見積もり）

プレースメント必要期間：申し込みから最低3ヶ月以上

その他のプログラム

その他の職種（薬剤・医療・会計士・化学技術・機械技術・農業等）に関しましてもプログラムはございますが、英語力・バックグラウンド等の査定審査が多少厳しい事を御理解の上でお問い合わせ願います。

5. 参加費用について

以下は 2005 年度の参加費用です。保険料金・空港ピックアップ・ホームステイ斡旋料金等は含まれておりません。なお、日本から申し込みの場合でも、海外送金方式（銀行手数料発生）もしくはクレジットカード払い方式（CR手数料 3.5%発生）でお支払いを希望されるお客様は豪州ドル金額でのお支払いが可能です（この場合 GST は発生しませんし、その時の為替レートによってはだいぶんとお得です）。

ビザタイプ	日本から申し込み	豪州国内申し込み
日本語教師アシスタント（6ヶ月以下）	198,000 円+消費税	AU\$2,350*+GST10%
日本語教師アシスタント（12ヶ月）	248,000 円+消費税	AU\$2,850*+GST10%
政府関係文化事業団体（6～12ヶ月）	285,000 円+消費税	AU\$3,250+GST10%
福祉・社会事業団体（6～12ヶ月）	325,000 円+消費税	AU\$3,750+GST10%
ホテル有給インターン（6～12ヶ月）	378,000 円+消費税	AU\$4,370*+GST10%
OTV 政府機関関係団体	320,000 円+消費税	AU\$3,570+GST10%
IT 関連（12ヶ月）	320,000 円+消費税	AU\$3,570+GST10%
Web 及び通常デザイン関連（12ヶ月）	320,000 円+消費税	AU\$3,570+GST10%

*マークにはビザの申請料金（AU\$170.00）が含まれています。

6. ご連絡及びコンサルテーションについて

eメール：

mail@ctsau.com もしくは jonah@ctsau.com もしくは aki@ctsau.com

日本国内からの電話：

+6 1 - 4 1 - 3 8 7 - 7 5 9 8

+6 1 - 4 2 - 9 3 9 - 1 6 5 1

日本国内からのファックス：

+ 6 1 - 3 - 9 8 9 9 - 0 1 7 1

豪州国内からのファックス：

(0 3) 9 8 9 9 - 0 1 7 1

豪州国内からの電話（ダイレクト）:

0 4 1 - 3 8 7 - 7 5 9 8（午後4時まで）

0 4 2 - 9 3 9 - 1 6 5 1（午後7時まで）